

**板橋区役所本庁舎食堂運営事業者の募集に伴う  
サウンディング型市場調査実施要領**

平成 31 年 4 月 18 日総務部長決定

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、板橋区役所本庁舎食堂運営事業者の募集に伴うサウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 板橋区役所本庁舎食堂運営事業者の募集に伴い、より利用者のニーズに即したサービス展開及び様々な運営事業者のノウハウを活かした選定手続きを行うため、事業参画を想定する運営事業者との対話を通じ、事業手法の検討、募集要項等に反映すべき事項の整理を行う。

(対 象 者)

第 3 条 本調査の対象者は、事業の実施主体となる意向を有する法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

ただし、団体等の参加者、その役員等が次の各号に掲げる項目に該当する場合は、対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員等である場合又は暴力団員等が経営に事実上参加している場合
- (2) 暴力団員等を雇用している場合
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している場合
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその構成員である場合

(調査内容)

第 4 条 本調査の内容は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業内容・コンセプト

ア 板橋区役所本庁舎食堂において展開する事業内容及びコンセプトについての提案

イ 各課が実施するイベントとの連携についての提案

- (2) 区民の活躍に資する提案

ア 地域の雇用創出、障がい者雇用等、区民の活躍に資する提案

(3) 設備類の取り扱い

ア 現在、区が提供している設備・備品類の活用方法についての具体的な提案、収支計画等の可能な範囲での提案

(4) 使用料についての提案

ア 板橋区役所本庁舎食堂を運営するに際しての、市場性を踏まえた使用料の額についての提案

(5) その他

ア 区が事業者を公募するにあたり、区に対する要望、期待する事項、その他条件の設定等の提案

(実施手順等)

第5条 本調査の実実施手順は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 申込方法

ア 本調査の参加を希望する団体等は、別紙の参加申込書に必要事項を記入し、平成31年（令和元年）6月4日（火）までに、庁舎管理・契約課宛ての電子メールで申込を行う。後日、日程を調整のうえ、実施日時及び場所を電子メールにて連絡を行う。なお、対話に参加する人数は1グループにつき5名程度までとする。

(2) 本調査資料の配付

ア 参加申込書の提出があった団体等に対して、本調査を行う上での参考資料の配付を参加申込書に記載された電子メールアドレスに平成31年（令和元年）6月5日（水）に送信する。

(3) 質問の受付及び回答

ア 本調査に関する事前の質問については、平成31年（令和元年）6月13日（木）までを目途に、電子メールで受け付ける。

なお、質問に対する回答は、6月21日（金）に申し込みをした全ての団体等宛てに電子メールで回答を行う。

(4) 提案資料の提出

ア 対話の際は、当日の進行を効率的に行うため、平成31年（令和元年）7月4日（木）までを目途に、電子メールで提案資料を提出してもらう（様式は任意とし、目安としては、全体でA4版4ページもしくはA3版両面程度を想定。）。

(5) 本調査の実施

ア 日程：平成31年（令和元年）7月11日（木）～19日（金）までの期間中のうち1日（土日を除く。）

イ 場所：板橋区役所本庁舎（板橋区板橋二丁目66番1号）

ウ 時間：1事業者・団体（又はグループ）当たり1時間程度

(6) 実施結果の公表

ア 本調査の実実施結果については、平成31年（令和元年）7月26日（金）

を目途に概要を板橋区ホームページ等で公表を行う。公表にあたっては、事前に本調査に参加した団体等（以下「参加事業者」という。）に内容の確認を行う（参加事業者の名称は公表しない）。

（内容の扱い）

第6条 本調査の内容の扱いは、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本調査の内容の扱い

ア 本調査は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に実施する。本調査の内容は、今後の検討における参考とするが、区及び参加事業者双方の発言とも、あくまでも本調査実施時点での想定のものであり、何らその後の契約その他手続について拘束し、及び約束をするものではない。

イ 本調査への参加は、アのとおり、今後、運営事業者の公募を行う場合において、優位性を持つものではないが、提案内容が公募条件等に反映される可能性がある。

(2) 著作権・特許権等

ア 提出書類の内容に含まれる著作権・特許権その他の日本国及び日本国以外の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となる事業手法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとする。

(3) 本調査資料の情報公開

ア 区に提出された本調査資料（データを含む。）は、東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に基づき、公文書公開請求の対象となり、原則公開（同条例により非公開とするものを除く。）とする。

なお、独自のアイデア及びノウハウに関わる部分については、本調査時に書面により申し出るものとする。

（その他）

第7条 その他の事項は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本調査への参加の依頼

広く意見を聞く本調査の実施目的及び第6条(1)のとおり、本調査への参加による業者選定の際の優位性がないことから、参加希望事業者数の僅少の場合又は参加希望事業者の業務形態・規模等に偏りがある場合には、区が選定した事業者の本調査への参加を依頼するものとする。

(2) 費用負担

本調査に関する全ての書類の作成・提出・ヒアリング等に係る経費は、参加事業者の負担とする。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加の対話（調査）を行う場合がある（文書照会を含む。）。

付 則

この要領は、平成31年4月18日から施行する。